Ｂ型肝炎被害対策東北弁護団　主催

Ｂ型肝炎訴訟 無料電話相談会（東北）のお知らせ



日時：２０２６年１１月１４日（土）午前１０時～午後６時
電話番号：022－263－1777　又は　022－263－1779

※電話料金はかかりますので、あらかじめご了承下さい。

Ｂ型肝炎被害対策東北弁護団の弁護士が、Ｂ型肝炎訴訟について無料電話相談をお受けします。期限が延長されない限り、２０２７年３月３１日までに提訴する必要があります。

Ｂ型肝炎患者の方又はそのご家族の方は、この機会に是非ご相談下さい。

「Ｂ型肝炎訴訟とは？」

幼少時の集団予防接種によりＢ型肝炎に感染したと認められる患者に対し病態に応じて５０万円から３６００万円の給付金等が支払われる制度です。

ただし、給付を受けるためには、国を相手に訴訟を提起したうえ証拠に基づき要件に該当することを確認して国と和解等をする必要があります。

病態ごとの給付金額の概要

死亡・肝がん・肝硬変（重度）	３６００万円
肝硬変（軽度）	２５００万円
慢性肝炎	１２５０万円

（死亡時又は発症時から２０年経過した方は上記から減額された額になります。詳しくはご相談下さい）

無症候性キャリア　５０万円＋定期検査費の支給等

（二次感染で本人未成年など例外的に６００万円となる場合もあります。詳しくはご相談下さい）

問合せ先：Ｂ型肝炎被害対策東北弁護団
住所：〒980－0811　仙台市青葉区一番町１－17－24　高裁前ビル２階

以下の常設の相談窓口もございますので、当日お電話出来ない方はこちらをご利用下さい。

常設の相談電話：0120－76－0152（平日午前９時～午後３時※これ以外の時間は留守録で対応。）

弁護団や電話相談会についてのお問合せも0120－76－0152までお願いします。

HP：http://bkantohoku.com （「B型肝炎　東北」でご検索下さい。スマートフォンにも対応しています。HPから資料請求も出来ます。是非ご利用下さい。）

Ｂ型肝炎被害対策東北弁護団　団　　長：弁護士　鹿又　喜治（仙台弁護士会所属）
事務局長：弁護士　髙橋　大輔（仙台弁護士会所属）